

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年11月10日

【四半期会計期間】 第170期第2四半期(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

【会社名】 株式会社 東芝

【英訳名】 TOSHIBA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 西田 厚 聡

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号

【電話番号】 03-3457-4511

【事務連絡者氏名】 法務部長 島岡 聖也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦一丁目1番1号

【電話番号】 03-3457-2385

【事務連絡者氏名】 法務部長 島岡 聖也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)
株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第170期 第2四半期連結累計期間	第170期 第2四半期連結会計期間	第169期
会計期間	自 2008年4月1日 至 2008年9月30日	自 2008年7月1日 至 2008年9月30日	自 2007年4月1日 至 2008年3月31日
売上高 (百万円)	3,495,830	1,877,111	7,668,076
税金等調整前 四半期(当期)純利益(損失) (百万円)	63,505	47,104	255,558
四半期(当期)純利益(損失) (百万円)	38,454	26,849	127,413
純資産額 (百万円)		954,101	1,022,265
総資産額 (百万円)		6,044,805	5,935,637
1株当たり純資産額 (円)		294.87	315.94
基本的1株当たり 四半期(当期)純利益(損失) (円)	11.88	8.30	39.46
希薄化後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)			36.59
自己資本比率 (%)		15.8	17.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	26,276		247,128
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	225,566		322,702
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	274,137		46,573
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)		266,677	248,649
従業員数 (人)		204,958	197,718

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれていません。

2. 当社の連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づいて作成されています。
3. 純資産額、1株当たり純資産額及び自己資本比率は、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に基づいて作成されています。
4. 基本的1株当たり四半期(当期)純利益(損失)は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づいて計算されています。希薄化後1株当たり四半期(当期)純利益は、逆希薄化効果のある場合を除き、転換社債型新株予約権付社債の普通株式への転換又は新株予約権の行使により普通株式が発行されることになった場合に生じる希薄化効果を前提として計算されています。第170期第2四半期連結累計期間及び第170期第2四半期連結会計期間の希薄化後1株当たり四半期純利益については、四半期純損失であるため記載していません。
5. 従業員数は、正規従業員及び正規従業員以外の常用労働者の合計数です。
6. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2【事業の内容】

当社は米国会計基準によって四半期連結財務諸表を作成しており、当該連結財務諸表をもとに、関係会社については米
国基準の定義に基づいて開示しています。これについては、「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても
同様です。

当社グループは、当社及び連結子会社542社(2008年9月30日現在)により構成され、「デジタルプロダ
クツ」、「電子デバイス」、「社会インフラ」、「家庭電器」及び「その他」の5部門に係る事業
を行っています。

また、持分法適用会社は189社(2008年9月30日現在)です。

当第2四半期連結会計期間において、当社グループが営む事業内容について、重要な変更はありません。
なお、当社の連結子会社であるモバイル放送(株)は、同社が行う移動体向けデジタルマルチメディア
放送事業の終了を決定しました。同社は、今後、放送事業終了のための準備を進め、2009年3月末を目処
に全ての放送サービスを終了し、諸手続きを経た上で解散する予定です。当第2四半期連結会計期間末
日(2008年9月30日)現在においては、同社の放送事業は継続しています。

また、各事業に係る主要な関係会社の異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、当社の連結子会社である東芝不動産(株)について、2008年12月末日までに当社が所有する株式の
一部を売却することにつき、野村不動産ホールディングス(株)との間で基本合意をしました。この売却
により東芝不動産(株)は持分法適用会社となる予定です。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2008年9月30日現在

従業員数(人)	204,958
---------	---------

(注) 従業員数は、正規従業員及び正規従業員以外の常用労働者の合計数です。

(2) 提出会社の状況

2008年9月30日現在

従業員数(人)	34,096
---------	--------

(注) 従業員数は、正規従業員及び正規従業員以外の常用労働者の合計数です。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの生産・販売品目は広範囲かつ多種多様であり、事業の種類別セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

なお、販売の状況については「3 財政状態及び経営成績の分析」における各事業の種類別セグメント業績に関連付けて示しています。

2【経営上の重要な契約等】

(1) 当第2四半期連結会計期間中に締結した契約

会社名	相手会社名	国名	契約内容
㈱東芝	野村不動産ホールディングス㈱	日本	2008年7月、当社は、野村不動産ホールディングス㈱との間で、当社の連結子会社である東芝不動産㈱の株式の一部を売却することにつき、基本合意書を締結しました。

(2) 当第2四半期連結会計期間中に更改した契約

会社名	相手会社名	国名	契約製品	契約内容	契約期間
㈱東芝	マイクロソフト・ライセンシング・ジー・ピー	米国	コンピュータプログラム	技術的知識の供与	自 2008年8月 至 2009年7月
㈱東芝	マイクロソフト㈱	日本	コンピュータプログラム	技術的知識の供与	自 2008年7月 至 2009年12月

3【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 業績等の概要

当第2四半期連結会計期間(以下「当四半期」という。)の世界経済は、米国におけるサブプライム住宅ローン問題に端を発する金融不安及びエネルギー・資源価格の高騰等の影響により景気後退局面に入りました。比較的堅調であった欧州で景気が悪化し、景気拡大の続いてきたアジアにおいても景気減速傾向が見られます。国内経済も世界経済減速の影響を受け、企業収益の悪化、個人消費の停滞等非常に厳しい減速局面を迎えています。依然として継続している世界的な金融不安やインフレ懸念により、今後の景気動向についても予断を許さない状況にあります。

こうした環境下、当社グループ(当社及び連結子会社)は、利益ある持続的成長を目指し、戦略的資源配分に基づく攻めの経営を推進してきましたが、予想を上回る急激な半導体価格の下落及び景気減速に伴う市場全体の収縮の影響を受け、売上高は、前年同期比で減少し1兆8,771億円になりました。営業損益は、デジタルプロダクツ部門及び社会インフラ部門が増益になったものの、電子デバイス部門が大幅に悪化し、家庭電器部門も悪化した結果、前年同期比で減少し7億円となりました。税引前損益はモバイル放送事業終息費用の発生等により前年同期比で悪化し471億円になり、四半期純損益も前年同期比で悪化し269億円になりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりです。

デジタルプロダクツ部門

テレビ、ハードディスク装置を中心にデジタルメディア事業が好調で、パソコン事業も欧州等における販売台数の伸長により増収となりました。一方、流通・事務用機器事業は景気悪化による欧米市場の低迷と円高の影響により減収となり、携帯電話事業も通信事業者の販売方法の変更に伴う販売台数の減少により減収となりました。この結果、部門全体の売上高は前年同期比で減少し7,324億円になりました。

損益面では、パソコン事業が好調で増益になり、デジタルメディア事業もテレビの損益の大幅な改善による黒字化やHD DVD事業終息の影響で好調だった結果、携帯電話事業が悪化したものの、部門全体の営業損益は前年同期比で増加し155億円になりました。

電子デバイス部門

メモリ、システムLSIを中心に半導体事業が低調で、部門全体の売上高は前年同期比で減少し4,120億円になりました。

損益面では、半導体事業がNAND型フラッシュメモリの価格下落、円高の影響やシステムLSI事業の不振により赤字になった結果、液晶事業は改善したものの、部門全体の営業損益は前年同期比で悪化し 293億円と赤字になりました。

社会インフラ部門

発電システム事業、電力流通・産業システム事業が好調だったものの、ソリューション事業が景気悪化に伴う設備投資の減少により減収となり、社会システム事業も減収となった結果、部門全体の売上高は前年同期比で減少し6,015億円になりました。

損益面では、原子力を中心とする発電システム事業、電力流通・産業システム事業が好調でしたが、医用システム事業が引き続き高い利益水準を維持したものの減益になり、部門全体の営業損益としては、前年同期比で増加し195億円になりました。

家庭電器部門

個人消費の低迷により家電事業が低調で、照明事業も住宅着工減少の影響を受け、部門全体の売上高は前年同期比で減少し1,933億円になりました。

損益面では、原材料の価格高騰等により家電事業が低調で、照明事業も市場悪化の影響を受け、部門全体の営業損益は前年同期比で悪化し 2億円になりました。

その他部門

売上高は前年同期比で減少し944億円になり、営業損益も前年同期比で悪化し 45億円になりました。

なお、上記の事業の種類別の売上高には、セグメント間の内部売上高又は振替高1,565億円が含まれています。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりです。

日本は半導体事業等で減収となり、売上高は1兆5,090億円になりました。営業損益は、半導体事業の不振等により、197億円になりました。

アジアは増収となり、売上高は5,144億円になりました。営業損益は123億円になりました。

北米は半導体事業、パソコン事業の減収等が影響して、売上高は2,922億円になりました。営業損益は43億円になりました。

欧州は半導体事業の減収等により、売上高は2,602億円になりました。営業損益は 10億円になりました。

その他の地域は、売上高は360億円になり、営業損益は28億円になりました。

なお、上記の所在地別の売上高には、セグメント間の内部売上高7,347億円が含まれています。

(注)営業損益は、我が国の会計慣行に従い、他の企業との業績比較の有用性のため、売上高から売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除して算出しています。事業構造改善費用、固定資産売却損益等米国基準では営業損益に含まれる項目を営業外損益として表記しています。当四半期においては、モバイル放送(株)の放送事業終息に係る費用等がこれに該当します。

(2) 流動性及び資金の財源

キャッシュ・フロー

当四半期における営業活動によるキャッシュ・フローは、棚卸資産の増加等により事業資金が悪化したものの、減価償却費等の影響により781億円の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、主に有形固定資産の取得により1,230億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、フリー・キャッシュ・フローの悪化に伴う有利子負債の増加により、354億円の収入となりました。その他、為替の影響によるキャッシュの減少が189億円あり、当四半期末の現金及び現金同等物の残高は284億円減少し2,667億円となりました。

流動性管理と資金調達

流動性管理

当四半期末の状況としては、現金及び現金同等物の2,667億円、コミットメントライン未使用枠の2,699億円を合わせ、5,366億円の手許流動性を確保しました。

資金調達

当社グループは、金利上昇局面への対応及び事業に必要な基本的資産である固定資産の手当てとして、安定的な長期資金をバランスよく調達・確保するよう配慮しています。固定資産については、自己資本・固定負債を含めた長期資金で賄えるよう、長期資金比率の適正化を図っています。また、直接・間接調達については、調達環境等を十分鑑み、バランスの取れた資金構成の維持を基本方針としています。当四半期末の状況としては、長期資金比率が41%、間接調達比率が54%となっています。

格付け

当社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」という。)、スタンダード&プアーズ(以下「S&P」という。)、(株)格付投資情報センター(以下「R&I」という。)の3社から格付けを取得しています。当四半期末の格付状況(長期/短期)は、ムーディーズ:A3/P-2、S&P:BBB+/A-2、R&I:A/a-1です。

資産、負債及び資本の状況

総資産は、2008年6月末に比べ1,407億円減少し、6兆448億円になりました。

資本の部の合計は、四半期純損益が269億円の赤字であり、為替の影響等によりその他の包括損益も687億円悪化したこと等により、2008年6月末に比べ957億円減少し、9,541億円になりました。

借入金・社債残高は、2008年6月末に比べ446億円増加し、1兆5,934億円になりました。

この結果、D/Eレシオは、2008年6月末に比べると19ポイント悪化し、167%になりました。

フリー・キャッシュ・フローは449億円のマイナスとなりました。これは、主として投資キャッシュ・フローの支出によるものです。

(3) 対処すべき課題

半導体事業は、急激な価格下落、円高等の影響を受け、損益が大幅に悪化しています。また、米国、欧州を中心とする金融危機が深刻化する中、実体経済への影響が大きくなりつつあり、今後景気の状況が更に厳しくなるリスクがあります。

このように、当社グループを取り巻く事業環境は非常に厳しいものとなっていますが、半導体事業の徹底したコスト削減施策等の実行による事業体質強化を始めとして、業績改善に向けて最大限の努力を尽くしていきます。

上記の他に、当四半期において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は次のとおりです。

基本方針の内容

当社グループが株主の皆様へ還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益の持続的な向上を実現するためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

また、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情、その他当社の企業価値を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、上記の要素に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えます。

基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループはこれまで進めてきた構造改革を引き続き継続するとともに、攻めの経営を断行することにより持続的成長を実現させていきます。また、当社グループは、激しい競争を勝ち抜くために、経営スピードを更に上げ、市場をリードしていきます。そのために差異化商品を次々と生み出し、強靱な収益体質を築き上げます。

当社グループが持続的な発展を続けるためには、世界各国、地域の社会に対し積極的に貢献し、企業の社会的責任(CSR)を果たすことにより、社会からの信頼を高めていくことが必要不可欠です。当社グループは、引き続き法令遵守、人権尊重、環境保全、社会貢献等のための活動を推進していきます。

基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、2006年6月開催の定時株主総会における基本的考え方についての株主の皆様のご承認の下、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入しました。

本プランは、当社株式の大量買付が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付けを実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い3名以上の社外取締役のみで構成する特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家等の助言を独自に得た上で、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの 절차를遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動(買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施)を取締役に勧告し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

ア．株主意思の反映

本プランは、その基本的考え方につき2006年6月開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入しています。

イ．独立性の高い社外者の判断による判断と情報開示

当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えています。

更に、特別委員会の判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付

者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対し速やかに情報開示を行います。

ウ．本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されています。これにより、当社の会社役員による恣意的な発動を防止します。

(注) 以上は買収防衛策の概要ですので、詳しい内容については当社ウェブサイト(http://www.toshiba.co.jp/about/press/2006_04/pr_j2802.htm)をご参照ください。

(4) 研究開発活動

当四半期におけるグループ全体の研究開発費は、1,089億円です。当四半期において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、当四半期における主要な研究成果は以下のとおりです。

- ・高性能と低消費電力を両立させた汎用マイコンを開発
- ・携帯電話等のワンセグ対応携帯機器向けに、従来比最大48%の省電力化と高受信感度を実現したワンセグ放送受信用LSIを開発

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

なお、当社は、NAND型フラッシュメモリの生産体制強化を目的に、四日市工場(三重県四日市市)における生産体制を一部見直し、米国サンディスク社と共同出資する製造合弁会社であるフラッシュパートナーズ(有)、フラッシュアライアンス(有)の生産設備の一部を当社が買い取ることに基本合意し、法的拘束力のない覚書を2008年10月20日に締結しました。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	10,000,000,000
計	10,000,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2008年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2008年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	3,237,602,026	3,237,602,026	東京、大阪、名古屋、 ロンドンの各証券 取引所 (東京、大阪、名古屋 は市場第一部)	
計	3,237,602,026	3,237,602,026		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2008年11月1日からこの四半期報告書提出日までの転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりです。

2009年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(2004年7月21日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (2008年9月30日)
新株予約権の数	4,142個並びに新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債額面金額合計額を10百万円で除した個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使された新株予約権に係る社債の発行価額の総額を、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)で除した数 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり587円 2
新株予約権の行使期間	2004年8月4日から2009年7月7日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)まで 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 587円 1株当たり資本組入額 294円 2
新株予約権の行使の条件	4
新株予約権の譲渡に関する事項	5
代用払込みに関する事項	6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	7
新株予約権付社債の残高	41,420百万円

(注) 1. 1株未満の端数は切り捨て、これにつき現金による調整は行いません。新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。

2. 当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいうものとします。

$$\text{調整後} = \frac{\text{調整前} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. (イ)当社が当社の選択により社債を繰上償還する場合には、償還日の東京における3営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)より後、又は、(ロ)当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日より後は、それぞれ、新株予約権を行使することはできないものとします(但し、いかなる場合においても、2009年7月7日より後は新株予約権を行使することはできない。)

4.(イ)各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(ロ)2008年7月20日までの期間においては、新株予約権付社債の所持人は、ある四半期の初日から最終日までの期間(但し、2008年7月1日に開始する四半期においては、2008年7月20日までの期間とする。)において、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が当該各取引日に適用のある転換価額の120%(2008年9月30日現在704.4円)を超える場合に限って、新株予約権を行使することができます。2008年7月21日以降の期間においては、新株予約権付社債の所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日において当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合は、以後いつでも、新株予約権を行使することができます(2008年7月22日の当社普通株式の終値は730円となっており、転換価額の120%を超えていますので、以後、3記載の場合を除き、いつでも新株予約権を行使できる状態となっています。)。但し、本(ロ)記載の新株予約権の行使の条件は、以下(1)ないし(3)の間中は適用されません。

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所の営業日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含みません。

- (1)()Standard & Poor's Ratings Services若しくはその承継格付機関(以下「S&P」という。)による当社の長期債務の格付がBB-以下である期間、又はMoody's Investors Service, Inc.若しくはその承継格付機関(以下「Moody's」という。)による当社の長期債務の格付がBa1以下である期間、()当社の長期債務に関しS&Pによる格付がなされなくなった期間、又は当社の長期債務に関しMoody'sによる格付がなされなくなった期間、又は()当社の長期債務の格付のいずれかが停止若しくは撤回されている期間
- (2)当社が、新株予約権付社債の所持人に対し、当社の選択による社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間
- (3)当社が存続会社とならない合併、当社の資産の全部若しくは実質上全部の譲渡、当社の会社分割(新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割により設立する会社又は分割により営業を承継する会社に承継される場合に限る。)又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合、その効力発生予定日の直前30日前の日より当該効力発生予定日の前暦日までの期間

5.新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできません。

6.新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とします。各社債の発行価額は、10百万円です。

7.2006年5月1日付をもって、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第103条第1項の規定により、本新株予約権付社債は、会社法に基づき発行された新株予約権付社債であるとみなされますが、本新株予約権付社債の要項には以下の定めがあります。

(1)当社が合併により消滅する場合、本新株予約権付社債は存続会社又は新設会社に承継されます。

(2)新設分割又は吸収分割の場合にも、本新株予約権付社債及び信託証書に基づく当社の義務を他の会社に承継させることが出来ます。

しかしながら、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、本新株予約権付社債の要項には、当該他の会社による本新株予約権付社債の承継を明確に認めた規定はなく、本新株予約権付社債は英国法を準拠法として発行されているため、かかる承継に当たっては、社債権者集会の決議による本新株予約権付社債の要項の変更等英国法に基づく手続きを経ることが必要になります。

2011年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債(2004年7月21日発行)

	第2四半期会計期間末現在 (2008年9月30日)
新株予約権の数	9,501個並びに新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る社債額面金額合計額を10百万円で除した個数の合計数
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	行使された新株予約権に係る社債の発行価額の総額を、新株予約権の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額(以下「転換価額」という。)で除した数 1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり542円 2
新株予約権の行使期間	2004年8月4日から2011年7月7日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)まで 3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1株当たり発行価格 542円 1株当たり資本組入額 271円 2
新株予約権の行使の条件	4
新株予約権の譲渡に関する事項	5
代用払込みに関する事項	6
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	7
新株予約権付社債の残高	95,010百万円

(注) 1. 1株未満の端数は切り捨て、これにつき現金による調整は行いません。新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算します。

2. 当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整されます。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除く。)の総数をいうものとします。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含む。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整されます。

3. (イ)当社が当社の選択により社債を繰上償還する場合には、償還日の東京における3営業日前の日における新株予約権行使受付代理人の営業終了時(行使請求地時間)より後、又は、(ロ)当社が社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益の喪失日より後は、それぞれ、新株予約権を行使することはできないものとします(但し、いかなる場合においても、2011年7月7日より後は新株予約権を行使することはできない。)

4.(イ)各新株予約権の一部行使はできないものとします。

(ロ)2010年7月20日までの期間においては、新株予約権付社債の所持人は、ある四半期の初日から最終日までの期間(但し、2010年7月1日に開始する四半期においては、2010年7月20日までの期間とする。)において、当該四半期の直前の四半期の最後の取引日に終了する30連続取引日のうちいずれかの20取引日において株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「当社普通株式の終値」という。)が当該各取引日に適用のある転換価額の120%(2008年9月30日現在650.4円)を超える場合に限って、新株予約権を行使することができます。2010年7月21日以降の期間においては、新株予約権付社債の所持人は、当社普通株式の終値が少なくとも1取引日において当該取引日に適用のある転換価額の120%を超えた場合は、以後いつでも、新株予約権を行使することができます。但し、本(ロ)記載の新株予約権の行使の条件は、以下(1)ないし(3)の期間中は適用されません。

なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所の営業日をいい、当社普通株式の終値が発表されない日を含みません。

- (1)()Standard & Poor's Ratings Services若しくはその承継格付機関(以下「S&P」という。)による当社の長期債務の格付がBB-以下である期間、又はMoody's Investors Service, Inc.若しくはその承継格付機関(以下「Moody's」という。)による当社の長期債務の格付がBa1以下である期間、()当社の長期債務に関しS&Pによる格付がなされなくなった期間、又は当社の長期債務に関しMoody'sによる格付がなされなくなった期間、又は()当社の長期債務の格付のいずれかが停止若しくは撤回されている期間
- (2)当社が、新株予約権付社債の所持人に対し、当社の選択による社債の繰上償還に係る通知を行った後の期間
- (3)当社が存続会社とならない合併、当社の資産の全部若しくは実質上全部の譲渡、当社の会社分割(新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割により設立する会社又は分割により営業を承継する会社に承継される場合に限る。)又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合、その効力発生予定日の直前30日前の日より当該効力発生予定日の前暦日までの期間

5.新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、社債からの分離譲渡はできません。

6.新株予約権1個の行使に際しては、当該新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その発行価額と同額とします。各社債の発行価額は、10百万円です。

7.2006年5月1日付をもって、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第103条第1項の規定により、本新株予約権付社債は、会社法に基づき発行された新株予約権付社債であるとみなされますが、本新株予約権付社債の要項には以下の定めがあります。

- (1)当社が合併により消滅する場合、本新株予約権付社債は存続会社又は新設会社に承継されます。
- (2)新設分割又は吸収分割の場合にも、本新株予約権付社債及び信託証書に基づく当社の義務を他の会社に承継させることが出来ます。

しかしながら、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合には、本新株予約権付社債の要項には、当該他の会社による本新株予約権付社債の承継を明確に認めた規定はなく、本新株予約権付社債は英国法を準拠法として発行されているため、かかる承継に当たっては、社債権者集会の決議による本新株予約権付社債の要項の変更等英国法に基づく手続きを経ることが必要になります。

(3)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2008年7月1日～ 2008年9月30日	17,035	3,237,602,026	5	280,281	5	268,005

(注)上記発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は、「(2)新株予約権等の状況」に記載の2009年満期ユーロ円建転換制限条項付転換社債型新株予約権付社債の転換による増加です。

(5)【大株主の状況】

2008年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 1	東京都港区浜松町二丁目11番3号	189,941	5.87
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	128,664	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G) 1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	118,453	3.66
第一生命保険(相) 2	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	115,159	3.56
日本生命保険(相) 3	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	108,752	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4) 1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	57,357	1.77
日本興亜損害保険(株) 4	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	51,308	1.58
(株)三井住友銀行	東京都千代田区有楽町一丁目1番2号	51,003	1.58
(株)みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	50,900	1.57
東芝持株会	東京都港区芝浦一丁目1番1号	46,961	1.45
計		918,499	28.37

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4G)及び日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口4)の所有株式数は、すべて各社が信託を受けているものです。
2. 第一生命保険(相)は、上記のほかに第一生命保険(相)特別勘定年金口として4,588千株及び第一生命保険(相)特別勘定変額口として231千株所有しています。
3. 日本生命保険(相)は、上記のほかに日本生命保険(相)(特別勘定変額口)として677千株及び日本生命保険(相)(特別勘定年金口)として5,912千株所有しています。
4. 日本興亜損害保険(株)は、上記のほかに同社が保有していた当社株式9,500千株を退職給付信託として拠出しています。この議決権行使については、同社が指図権を留保しています。

大量保有報告書

1. アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー及び共同保有者2社から、各社が連名で2008年8月5日付で関東財務局長に変更報告書(大量保有報告書)が提出され、2008年7月31日現在、下記のとおり各社共同で197,810千株(6.11%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては当第2四半期末時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	166,467	5.14
アクサ・ローゼンバーク証券投信投資顧問(株)	26,974	0.83
アライアンス・バーンスタイン(株)	4,368	0.13
計	197,810	6.11

(注) 2008年7月31日時点での発行済株式総数(3,237,602,026株)により算出しています。

2. (株)三菱東京UFJ銀行及び共同保有者3社から、各社が連名で2007年10月15日付で関東財務局長に大量保有報告書が提出され、2007年10月8日現在、下記のとおり各社共同で201,255千株(6.22%)の当社株式を保有している旨の報告がありました。当社としては当第2四半期末時点における所有株式数の確認ができないため上記表には含めていません。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有 株式数の割合(%)
(株)三菱東京UFJ銀行	31,000	0.96
三菱UFJ信託銀行(株)	148,788	4.60
三菱UFJ投信(株)	7,591	0.23
エム・ユー投資顧問(株)	13,876	0.43
計	201,255	6.22

(注) 2007年10月8日時点での発行済株式総数(3,237,031,486株)により算出しています。

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2008年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,889,000		
	(相互保有株式) 普通株式		
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,214,807,000	3,214,807	
単元未満株式	普通株式 20,906,026		
発行済株式総数	3,237,602,026		
総株主の議決権		3,214,807	

(注) 1. 上記「完全議決権株式(その他)」の中には、(株)証券保管振替機構名義の株式が140千株(議決権140個)が含まれています。

2. 上記「単元未満株式」の中には当社所有の自己株式695株が含まれています。

【自己株式等】

2008年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(株)東芝	東京都港区芝浦 一丁目1番1号	1,889,000		1,889,000	0.06
計		1,889,000		1,889,000	0.06

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2008年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	886	936	953	797	709	621
最低(円)	664	846	760	692	602	441

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部によるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当第2四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)附則第4条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。

ただし、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて四半期連結財務諸表規則第15条に準拠して作成しています。また、四半期連結財務諸表に係る米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要求されるすべての情報及び注記事項のうち、米国財務会計基準審議会基準書第157号「公正価値の測定」(以下「基準書第157号」という。)等の注記については省略しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期連結会計期間(2008年7月1日から2008年9月30日まで)及び当第2四半期連結累計期間(2008年4月1日から2008年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

区分	注記 番号	2008年度第2四半期 (2008年9月30日現在)		2007年度の 連結貸借対照表 (2008年3月31日現在)			
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)		
(資産の部)							
流動資産							
1. 現金及び現金同等物			266,677		248,649		
2. 受取手形及び売掛金							
(1) 受取手形		69,023		80,312			
(2) 売掛金		1,149,845		1,253,108			
(3) 貸倒引当金		20,880	1,197,988	21,417	1,312,003		
3. 棚卸資産	4		1,048,353		851,452		
4. 短期繰延税金資産			221,114		148,531		
5. 未収入金			152,671		166,622		
6. 前払費用及び その他の流動資産			246,348		202,125		
流動資産合計			3,133,151	51.8	2,929,382	49.4	
長期債権及び投資							
1. 長期受取債権			5,993		7,423		
2. 関連会社に対する投資 及び貸付金			332,824		321,166		
3. 投資有価証券及び その他の投資	3		235,732		264,149		
長期債権及び投資合計			574,549	9.5	592,738	10.0	
有形固定資産							
1. 土地	5		128,144		128,210		
2. 建物及び構築物			1,185,461		1,160,549		
3. 機械装置及び その他の有形固定資産			2,628,174		2,598,042		
4. 建設仮勘定			123,704		215,937		
			4,065,483		4,102,738		
5. 減価償却累計額			2,818,047		2,770,560		
有形固定資産合計			1,247,436	20.7	1,332,178	22.4	
その他の資産							
1. のれん及び その他の無形資産			665,020		653,910		
2. 長期繰延税金資産			280,197		285,757		
3. その他			144,452		141,672		
その他の資産合計			1,089,669	18.0	1,081,339	18.2	
資産合計			6,044,805	100.0	5,935,637	100.0	

区分	注記 番号	2008年度第2四半期 (2008年9月30日現在)		2007年度の 連結貸借対照表 (2008年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 短期借入金	5	659,973		257,831	
2. 1年以内に期限の到来 する社債及び長期借入金	5	279,894		262,422	
3. 支払手形		47,031		55,870	
4. 買掛金		1,183,542		1,168,389	
5. 未払金及び未払費用		392,992		516,046	
6. 未払法人税等及び その他の未払税金		34,396		89,763	
7. 前受金		283,272		248,280	
8. その他の流動負債	12及び 13	401,526		387,386	
流動負債合計		3,282,626	54.3	2,985,987	50.3
固定負債					
1. 社債及び長期借入金	5	653,523		740,710	
2. 未払退職及び年金費用	6	627,072		634,589	
3. その他の固定負債		164,450		182,175	
固定負債合計		1,445,045	23.9	1,557,474	26.3
負債合計		4,727,671	78.2	4,543,461	76.6
少数株主持分		363,033	6.0	369,911	6.2
(資本の部)					
資本金					
発行可能株式総数 10,000,000,000株					
発行済株式数					
2008年9月30日		280,281	4.6		
2008年3月31日				280,126	4.7
資本剰余金		291,137	4.8	290,936	4.9
利益剰余金		716,594	11.9	774,461	13.0
その他の包括損失累計額		332,532	5.5	322,214	5.4
自己株式(取得原価)					
2008年9月30日		1,379	0.0		
2008年3月31日				1,044	0.0
資本合計		954,101	15.8	1,022,265	17.2
負債、少数株主持分 及び資本合計		6,044,805	100.0	5,935,637	100.0

(2)【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

		2008年度第2四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)
売上高及びその他の収益			
1. 売上高		3,495,830	100.0
2. 受取利息及び配当金		11,193	0.3
3. 持分法による投資利益		10,067	0.3
4. その他の収益		18,970	0.6
		3,536,060	101.2
売上原価及び費用			
1. 売上原価	8	2,710,751	77.5
2. 販売費及び一般管理費		808,547	23.1
3. 支払利息		16,905	0.5
4. その他の費用	7及び 8	63,362	1.9
		3,599,565	103.0
税金等調整前四半期純損失		63,505	1.8
法人税等		28,006	0.8
少数株主損益控除前四半期純損失		35,499	1.0
少数株主損益		2,955	0.1
四半期純損失		38,454	1.1
1株当たり情報(単位:円)			
1. 基本的1株当たり四半期純損失	10	11.88	
2. 希薄化後1株当たり四半期純利益	10		
3. 配当金		5.00	

【第2四半期連結会計期間】

		2008年度第2四半期連結会計期間 (自 2008年7月1日 至 2008年9月30日)	
区分	注記番号	金額(百万円)	百分比(%)
売上高及びその他の収益			
1. 売上高		1,877,111	100.0
2. 受取利息及び配当金		5,173	0.3
3. 持分法による投資利益		4,364	0.2
4. その他の収益		8,930	0.5
		1,895,578	101.0
売上原価及び費用			
1. 売上原価	8	1,461,744	77.9
2. 販売費及び一般管理費		414,660	22.1
3. 支払利息		8,876	0.5
4. その他の費用	7及び8	57,402	3.1
		1,942,682	103.5
税金等調整前四半期純損失		47,104	2.5
法人税等		21,396	1.1
少数株主損益控除前四半期純損失		25,708	1.4
少数株主損益		1,141	0.0
四半期純損失		26,849	1.4
1 株当たり情報 (単位：円)			
1. 基本的1株当たり四半期純損失	10	8.30	
2. 希薄化後1株当たり四半期純利益	10		
3. 配当金		5.00	

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

	2008年度第2四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年9月30日)	
区分	金額(百万円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 四半期純損失		38,454
2. 営業活動により減少したキャッシュ(純額)への調整		
(1) 有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費	171,963	
(2) 未払退職及び年金費用(退職金支払額差引後)	60	
(3) 繰延税金	61,260	
(4) 持分法による投資損益(受取配当金相殺後)	3,568	
(5) 有形固定資産の除売却損益及び減損、純額	12,629	
(6) 投資有価証券の売却損益及び評価損、純額	7,632	
(7) 少数株主損益	2,955	
(8) 受取債権の減少	113,339	
(9) 棚卸資産の増加	194,496	
(10) 支払債務の増加	9,491	
(11) 未払法人税等及びその他の未払税金の減少	55,272	
(12) 前受金の増加	31,457	
(13) その他	22,752	12,178
営業活動により減少したキャッシュ(純額)		26,276
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 有形固定資産の売却収入		149,407
2. 投資有価証券の売却収入		1,218
3. 有形固定資産の購入		299,337
4. 投資有価証券の購入		20,165
5. 関連会社に対する投資等の増加		9,208
6. その他		47,481
投資活動により減少したキャッシュ(純額)		225,566
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1. 長期借入金の借入		34,819
2. 長期借入金の返済		104,988
3. 短期借入金の増加		370,478
4. 配当金の支払		24,590
5. 子会社普通株式買戻しによる支出		1,245
6. 自己株式の取得、純額		337
財務活動により増加したキャッシュ(純額)		274,137
為替変動の現金及び現金同等物への影響額		4,267
現金及び現金同等物純増加額		18,028
現金及び現金同等物期首残高		248,649
現金及び現金同等物四半期末残高		266,677

補足情報

キャッシュ・フローを伴わない財務活動	
転換社債型新株予約権付社債の転換	310

四半期連結財務諸表に対する注記

1. 会計処理の原則及び手続並びに四半期連結財務諸表の表示方法

この四半期連結財務諸表は、米国において一般に公正妥当と認められた企業会計の基準(会計調査公報、会計原則審議会意見書及び財務会計基準審議会基準書等)及び会計慣行に従っています。ただし、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)第15条に準拠して作成しています。また、四半期連結財務諸表に係る米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要求されるすべての情報及び注記事項のうち、基準書第157号等の注記については省略しています。(株)東芝は、四半期連結財務諸表の適正表示のために必要なすべての調整(経常的な経過勘定を含む。)を計上しています。

(株)東芝は、1962年2月に米国預託証券を発行し、1970年2月に欧州預託証券を発行しました。これらに際し、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表(以下「米国式連結財務諸表」という。)を作成し、かつ、これを開示してきたことを事由として、1978年3月22日に「連結財務諸表規則取扱要領第86に基づく承認申請書」を大蔵大臣へ提出し、同年3月31日付蔵証第494号により承認を受けています。その後も継続して米国式連結財務諸表を作成し、かつ、これを開示しています。

(株)東芝は、米国預託証券の発行により1962年2月に米国証券取引委員会に登録しましたが、1978年11月に預託契約が終結したため、現在は登録していません。

(株)東芝がこの四半期連結財務諸表作成のために採用した会計処理の原則及び手続並びに四半期連結財務諸表の表示方法のうち、わが国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法と異なるもので重要性のあるものは以下のとおりです。

なお、以下の注記において、「当社」という用語を原則として「(株)東芝及び連結子会社」を表すものとして用います。

1) 少数株主持分

四半期連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部と資本の部の中間に独立の項目として表示しています。

2) 四半期連結損益計算書の様式

四半期連結損益計算書の様式は、単純計算方式(総収益から総原価及び総費用を控除して損益を示す様式)を採用しています。

3) 未払退職及び年金費用

米国財務会計基準審議会基準書第87号「事業主の年金会計」及び米国財務会計基準審議会基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計 - 基準書第87号、第88号、第106号及び第132号改の改定」に基づき未払退職及び年金費用を計上しています。また、米国財務会計基準審議会基準書第88号「給付建年金制度の清算と縮小及び雇用終了給付の雇用者の会計処理」及び発生問題専門委員会基準書第03-2号「厚生年金基金債務の代行部分返上に関する会計処理」に基づき、退職給付制度の清算及び縮小並びに厚生年金の代行部分の返上の会計処理を行っています。

これらの会計処理による税金等調整前四半期純利益(損失)に対する影響額は、2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間において、それぞれ5,757百万円(利益)及び3,037百万円(利益)です。

4) 包括利益(損失)

米国財務会計基準審議会基準書第130号「包括利益に関する報告」に基づき、四半期純損失並びに未実現有価証券評価損益、外貨換算調整額、年金負債調整額及び未実現デリバティブ評価損益の変動額であるその他の包括利益(損失)から構成される包括利益(損失)に関する開示を注記9.にて行っています。

5) 資産の除却債務

米国財務会計基準審議会基準書第143号「資産の除却債務に関する会計処理」及び米国財務会計基準審議会解釈指針第47号「条件付資産除却債務の会計処理 - 基準書第143号の解釈」に基づき、資産の除却債務を認識しています。

6) 有給休暇引当金

米国財務会計基準審議会基準書第43号「有給休暇に関する会計処理」に基づき、従業員の未消化有給休暇に対応する人件費相当額を未払費用として計上しています。

7) のれん及びその他の無形資産

米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形資産」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。

2. 主要な会計方針の要約

1) 有形固定資産

有形固定資産(主要な改造、改良及び追加工事を含む。)は、取得原価により計上されています。(株)東芝及び国内子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として見積残存価額を備忘価額とする250%定率法を採用しています。海外子会社における有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

2008年4月1日より(株)東芝及び国内子会社の一部の製造設備について耐用年数の見直しを行い、当期より耐用年数を短縮しました。これは当社製品の国際競争の激化により、製造設備の経済的耐用年数が実質的に短くなっていると認められた事によるものです。これは米国財務会計基準審議会基準書第154号「会計上の変更及び誤謬の修正 - 米国会計原則審議会意見基準書第20号及び米国財務会計基準審議会基準書第3号の差し替え」に準拠し、この耐用年数の変更は、会計上の見積りの変更となります。したがって、この耐用年数の変更は2008年4月1日以降に影響します。この変更による影響は従来の方と比べて、2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間の税金等調整前四半期純損失はそれぞれ5,443百万円及び2,822百万円悪化しており、同四半期純損失はそれぞれ3,135百万円及び1,620百万円悪化しています。また、2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間の基本的1株当たり四半期純損失は、それぞれ0.97円及び0.50円悪化しています。

2) 四半期特有の会計処理

税金費用の計算

当社は、税金費用について、2008年度第2四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税金等調整前当期純利益(損失)に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、2008年度第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

3) 新会計基準

公正価値

当社は、2008年4月1日より開始する連結会計年度から基準書第157号を適用しました。基準書第157号は、公正価値を、市場参加者との通常の取引において、資産の売却の対価として受け取る価格、または負債の移転の対価として支払われるであろう価格と定義しています。

また、当社は、米国財務会計基準審議会職員意見書基準書第157-1号「米国財務会計基準審議会基準書第13号におけるリースの分類もしくは測定を目的とする、公正価値の測定を規定する基準書第13号及びその他の会計基準への基準書第157号の適用」及び職員意見書基準書第157-2号「基準書第157号の適用日」を適用しました。これらの意見書は特定の非金融資産及び負債に対する基準書第157号の適用日を部分的に一年間延期し、さらに特定のリース取引をその適用範囲から除外しています。

当社は、市場参加者が資産または負債を価格算定する際に使用するであろう仮定に基づいて公正価値を測定しています。基準書第157号の適用が当社の四半期連結財務諸表に与える重要な影響はありません。

4) 組替再表示

2007年度の連結財務諸表の一部については、2008年度第2四半期の表示方法に合わせて組替再表示しています。

3. 投資有価証券

2008年9月30日及び2008年3月31日現在における売却可能有価証券に分類された市場性のある持分証券及び負債証券の取得価額、未実現保有総利益及び総損失並びに公正価値の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2008年9月30日現在			
	取得価額	未実現保有総利益	未実現保有総損失	公正価値
持分証券	130,183	72,242	13,340	189,085
負債証券	3,513	0	0	3,513
	<u>133,696</u>	<u>72,242</u>	<u>13,340</u>	<u>192,598</u>

(単位：百万円)

	2008年3月31日現在			
	取得価額	未実現保有総利益	未実現保有総損失	公正価値
持分証券	120,380	104,205	5,847	218,738
負債証券	3,515	0	0	3,515
	<u>123,895</u>	<u>104,205</u>	<u>5,847</u>	<u>222,253</u>

4. 棚卸資産

2008年9月30日及び2008年3月31日現在における棚卸資産の内容は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2008年9月30日現在	2008年3月31日現在
製品	391,193	306,601
仕掛品	457,863	368,990
原材料	199,297	175,861
	<u>1,048,353</u>	<u>851,452</u>

5. 担保資産及び担保付債務

2008年9月30日及び2008年3月31日現在において、有形固定資産を下記債務の担保に供しており、その帳簿価額は、それぞれ12,132百万円及び11,749百万円です。

担保付債務は以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2008年9月30日現在	2008年3月31日現在
短期借入金並びに1年以内に返済期限の 到来する社債及び長期借入金	1,335	1,026
社債及び長期借入金	2,647	3,271
合計	3,982	4,297

6. 未払退職及び年金費用

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間における期間純退職及び年金費用の内容は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2008年度第2四半期連結累計期間	
期間純退職及び年金費用の構成項目		
勤務費用		25,705
予測給付債務に対する利息費用		19,402
年金資産の期待収益		15,605
過去勤務費用償却額		955
認識された保険数理上の損失		10,953
期間純退職及び年金費用		39,500

	(単位：百万円)	
	2008年度第2四半期連結会計期間	
期間純退職及び年金費用の構成項目		
勤務費用		12,876
予測給付債務に対する利息費用		9,788
年金資産の期待収益		7,887
過去勤務費用償却額		371
認識された保険数理上の損失		5,443
期間純退職及び年金費用		19,849

7. その他の費用

為替換算差損

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間における為替換算差損は、それぞれ3,686百万円及び11,994百万円です。

モバイル放送㈱の放送事業終了

㈱東芝の連結子会社であるモバイル放送株式会社(以下「モバイル放送」という。)は、創業以来移動体向けデジタルマルチメディア放送事業拡大のため、より多くの方にサービスを提供できるように努めてまいりましたが、十分な会員数獲得に至らず、事業の継続が困難な状況と判断し、当該事業の終了を決定することといたしました。モバイル放送は、今後、放送事業終了のための準備を進め、2009年3月末を目処に全ての放送サービスを終了し、諸手続きを経た上で解散する予定です。なお、2008年9月30日現在においては放送事業を継続していますので、モバイル放送事業のみに関する財務報告はありません。

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間におけるモバイル放送の事業終息に係る費用の内訳は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2008年度第2四半期連結累計期間及び 2008年度第2四半期連結会計期間	
固定資産減損損失	10,633	
顧客対応費用	4,213	
その他	2,003	
合計	16,849	

8. 長期性資産の減損

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間において、モバイル放送の放送関係設備等を主体として、それぞれ10,670百万円の減損損失を計上しました。これらの減損損失は四半期連結損益計算書上、主にその他の費用に計上されています。

9. 資本の部

普通株式

当社の発行可能株式総数は、10,000,000,000株です。

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間における発行済株式総数の増減は、以下のとおりです。

	(単位：株)
	2008年度第2四半期連結累計期間
期首発行済株式数	3,237,031,486
転換社債型新株予約権付社債の 転換による増加	570,540
四半期末発行済株式数	3,237,602,026
	(単位：株)
	2008年度第2四半期連結会計期間
四半期首発行済株式数	3,237,584,991
転換社債型新株予約権付社債の 転換による増加	17,035
四半期末発行済株式数	3,237,602,026

包括損失

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間における包括損失の内容は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)
	2008年度第2四半期連結累計期間
四半期純損失	38,454
その他の包括利益(損失)：	
未実現有価証券評価損益	19,975
外貨換算調整額	2,430
年金負債調整額	5,927
未実現デリバティブ評価損益	1,300
包括損失	48,772
	(単位：百万円)
	2008年度第2四半期連結会計期間
四半期純損失	26,849
その他の包括利益(損失)：	
未実現有価証券評価損益	25,813
外貨換算調整額	47,981
年金負債調整額	3,010
未実現デリバティブ評価損益	2,009
包括損失	95,624

10. 1 株当たり四半期純損失

2008年度第2四半期連結累計期間及び2008年度第2四半期連結会計期間における基本的1株当たり四半期純損失の計算における基礎は、以下のとおりです。

	2008年度第2四半期連結累計期間 (単位：百万円)
普通株主に帰属する四半期純損失	38,454
	(単位：千株)
加重平均発行済普通株式数	3,235,788
	(単位：円)
基本的1株当たり四半期純損失	11.88
	2008年度第2四半期連結会計期間 (単位：百万円)
普通株主に帰属する四半期純損失	26,849
	(単位：千株)
加重平均発行済普通株式数	3,235,831
	(単位：円)
基本的1株当たり四半期純損失	8.30

なお、希薄化後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

11. 金融商品

2008年9月30日及び2008年3月31日現在における当社の先物為替予約の契約残高、金利スワップ契約の想定元本総額、通貨スワップ契約の元本総額及び通貨オプション残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2008年9月30日現在	2008年3月31日現在
先物為替予約		
外貨売契約	280,509	329,575
外貨買契約	237,578	330,063
金利スワップ契約	176,450	241,550
通貨スワップ契約	130,057	133,136
通貨オプション		8,817

2008年9月30日及び2008年3月31日現在における金融派生商品の見積公正価値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2008年9月30日現在		2008年3月31日現在	
	貸借対照表 計上額	見積公正 価値	貸借対照表 計上額	見積公正 価値
金融派生商品：				
先物為替予約	1,594	1,594	1,308	1,308
金利スワップ契約	671	671	2,063	2,063
通貨スワップ契約	295	295	2,275	2,275
通貨オプション			458	458

12. 偶発債務

2008年9月30日現在において、保証債務に関する最大の潜在的な支払金額は、344,878百万円です。当該保証の主たるものは、非連結関係会社及び第三者の借入に対する保証並びにセール・アンド・リースバック取引における残価保証等です。また、保証に関して計上した負債の金額に重要性はありません。

2008年9月30日現在において、保証債務以外の偶発債務は、4,268百万円です。

13. 製品保証

製品保証費用の発生見込額は、製品が顧客に販売された時点で未払計上されています。製品保証費用に対する見積りは、主として過去の経験に基づいてなされています。製品保証引当金の変動は、以下のとおりです。

	(単位：百万円)	
	2008年9月30日現在	2008年3月31日現在
期首残高	43,578	38,814
増加額	21,856	48,316
目的使用による減少額	19,996	39,578
外貨換算調整額	156	3,974
四半期末(期末)残高	45,282	43,578

14. 訴訟事項

2007年1月、欧州委員会は、ガス絶縁開閉装置市場における欧州競争法違反行為があったとして、(株)東芝を含む19社に課徴金を賦課することを決定しました。課徴金の額は、(株)東芝に対し86.25百万ユーロ、これに加えて三菱電機株式会社と連帯して4.65百万ユーロとなっています。しかし、(株)東芝の調査では、(株)東芝は欧州競争法に違反する行為を行っておらず、現在欧州裁判所においてこの決定を争っていません。

当社は全世界において事業活動を展開しており、訴訟やその他の法的手続きに関与し、当局による調査を受けています。また、今後そのような可能性もあります。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続きは本来見通しがつきにくいものであることにより、通常の想定を超えた金額の支払いが命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社に不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社に影響を与える可能性があります。

しかしながら、当社はこれらすべての争訟について十分かつ正当な抗弁ができるものと確信しています。当社及び当社の法律顧問が現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社の財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社は確信しています。

15. セグメント情報

【事業の種類別セグメント情報】

2008年度第2四半期連結会計期間(自2008年7月1日至2008年9月30日)

	デジタル プロダクツ (百万円)	電子 デバイス (百万円)	社会 インフラ (百万円)	家庭電器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	701,050	395,892	570,648	187,535	21,986	1,877,111		1,877,111
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	31,241	16,109	30,854	5,809	72,425	156,438	156,438	
計	732,291	412,001	601,502	193,344	94,411	2,033,549	156,438	1,877,111
営業利益(損失)	15,516	29,230	19,486	216	4,524	1,032	325	707

2008年度第2四半期連結累計期間(自2008年4月1日至2008年9月30日)

	デジタル プロダクツ (百万円)	電子 デバイス (百万円)	社会 インフラ (百万円)	家庭電器 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,323,060	744,343	1,031,377	353,720	43,330	3,495,830		3,495,830
(2) セグメント間の 内部売上高 又は振替高	53,583	33,354	58,863	11,707	135,035	292,542	292,542	
計	1,376,643	777,697	1,090,240	365,427	178,365	3,788,372	292,542	3,495,830
営業利益(損失)	28,739	63,481	23,824	7,149	5,616	23,683	215	23,468

(注) 1. 事業区分は、当社の社内管理区分をベースに製品・サービスの種類・性質等の類似性を考慮して区分していません。

2. 各セグメントに属する主要な製品等の名称は以下のとおりです。

- (1) デジタルプロダクツ.....パソコン、携帯電話、映像機器、複合機等
- (2) 電子デバイス.....半導体、液晶ディスプレイ等
- (3) 社会インフラ.....エネルギー関連機器、ITソリューション、医用機器、昇降機等
- (4) 家庭電器.....冷蔵庫、洗濯機、空調機器、照明器具、電池等
- (5) その他.....不動産の賃貸・販売等

3. 営業利益(損失)は、「(2) 四半期連結損益計算書」における売上高から、売上原価並びに販売費及び一般管理費を控除したものです。事業構造改善費用、固定資産売却損益等米国基準では営業損益に含まれる項目を営業外損益として表記しています。当四半期においては、モバイル放送(株)の放送事業終息に係る費用等がこれに該当します。

【所在地別セグメント情報】

2008年度第2四半期連結会計期間(自2008年7月1日至2008年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	953,975	349,158	284,868	256,089	33,021	1,877,111		1,877,111
(2) セグメント間の 内部売上高	555,030	165,243	7,317	4,134	2,935	734,659	734,659	
計	1,509,005	514,401	292,185	260,223	35,956	2,611,770	734,659	1,877,111
営業利益(損失)	19,766	12,361	4,381	973	2,737	1,260	1,967	707

2008年度第2四半期連結累計期間(自2008年4月1日至2008年9月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,786,734	623,832	547,761	479,291	58,212	3,495,830		3,495,830
(2) セグメント間の 内部売上高	1,034,098	297,822	13,159	7,994	5,548	1,358,621	1,358,621	
計	2,820,832	921,654	560,920	487,285	63,760	4,854,451	1,358,621	3,495,830
営業利益(損失)	50,616	17,319	7,178	1,622	2,388	25,353	1,885	23,468

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア...中国、韓国
- (2) 北米.....米国、カナダ
- (3) 欧州.....ドイツ、英国
- (4) その他...オーストラリア

【海外売上高】

2008年度第2四半期連結会計期間(自2008年7月1日至2008年9月30日)

	アジア	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	402,620	281,260	268,063	68,445	1,020,388
連結売上高(百万円)					1,877,111
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21	15	14	4	54

2008年度第2四半期連結累計期間(自2008年4月1日至2008年9月30日)

	アジア	北米	欧州	その他	計
海外売上高(百万円)	725,079	539,640	502,438	122,151	1,889,308
連結売上高(百万円)					3,495,830
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	21	15	14	4	54

(注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっています。

2. 各区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア...中国、韓国
- (2) 北米.....米国、カナダ
- (3) 欧州.....ドイツ、英国
- (4) その他...オーストラリア

2 【その他】

2008年10月29日開催の取締役会において、2008年9月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録をされている株主又は質権者に対し、次のとおり剰余金の配当(中間)を行うことを決定しました。

配当金総額	16,178,561,655円
1株当たり配当金	5円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2008年12月1日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月10日

株式会社東芝

代表執行役社長 西田厚聰 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石塚達郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀨尾宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上村純
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上原仁

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社東芝の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成20年7月1日から平成20年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準(四半期連結財務諸表注記1及び2参照)に準拠して、株式会社東芝及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記1に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第15条に準拠して作成されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。